

占有許可及び設置管理許可の使用料の考え方

1. 設置管理許可に関する使用料

設置管理許可の使用料については、以下の考え方に基づくものとするを想定しており、条例改正等を踏まえ決定する予定である。

表 公園施設を設置する場合の使用料

施設名	単位	期間	金額
建築物である公園施設	1 平方メートルあたり	1 月につき	220 円
建築物でない公園施設	1 平方メートルあたり	1 月につき	11 円※

※総額が 100 円に満たない場合は 100 円とする

表 公園施設を管理する場合の使用料

施設名	単位	期間	金額
売店、軽飲食店その他これらに類する公園施設	1 平方メートルあたり	1 月につき	550 円
上記以外の建築物である公園施設	1 平方メートルあたり	1 月につき	220 円
建築物でない公園施設	1 平方メートルあたり	1 月につき	11 円※

※総額が 100 円に満たない場合は 100 円とする

2 占用料及び行為の許可に伴う使用料

占用料及び行為の許可に伴う使用料については、以下の考え方に基づくものとするを想定しており、条例改正等を踏まえ決定する予定である。

表 公園使用料

種目	単位	期間又は時間	使用料
行商、募金その他これらに類するもの	1 件	1 日	105 円
業として写真を撮影するもの	1 台	1 月	560 円
業として映画を撮影するもの	1 台	1 日	560 円
運動会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うもの	1 件	1 日	2,200 円
その他のもの	1 m ²	1 月	20 円
公園 コンセント盤（電気使用料）	1 件	1 時間	105 円